

# ふるさと越後の家づくり事業実施要領

## (趣旨)

第1条 ふるさと越後の家づくり事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年 新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (目的)

第2条 ふるさと越後の家づくり事業は、品質・性能が明確な県産杉材製品である越後杉ブランド（「越後杉ブランド認証規程（平成13年11月22日）」を一定量使用する安全で安心な住宅の普及・定着及び県産材の利用拡大を図るとともに、併せて若者やUIJターナー等々の定住促進につなげることを目的とする。

## (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新潟県に事業所を有し、県内で居住するために次に掲げる基準の全てに該当する戸建て住宅を供給する施工業者（大工・工務店等）とする。

### (基準)

- |  |
|--|
| ①越後杉ブランドを延べ床面積1㎡あたり0.07m <sup>3</sup> ※以上使用すること。 |
| ②住宅の延べ床面積が70㎡以上280㎡以下であること。                      |

## (補助金額)

第4条 補助金の額は、1戸当たり40万円とする。

2 越後杉ブランドを延べ床面積1㎡あたり0.11m<sup>3</sup>以上使用する場合、使用量加算として10万円を上乗せする。

3 建築主が次に掲げる基準のいずれかに該当する場合、定住促進加算として、10万円を上乗せする。

### (基準)

①若者	申請年度の4月1日現在の年齢が満35歳未満の者
②UIJターナー等	申請年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に新潟県に転入した者、または現在新潟県外に住する者で新潟県内に居住用住宅を建築し居住を予定する者

## (募集枠)

第5条 募集枠は、一般応募枠と大工・工務店枠とする。一般応募枠は建築主が決定しているものを対象し、大工・工務店枠は建築主が未決定の場合を対象とする。

2 一般募集枠は、受付期間及び募集棟数を提示し募集をする。

3 大工・工務店枠は、第1回の一般募集枠で申込みが募集棟数に満たない場合のみ、その残分を募集枠とする。この場合、第1回募集時に1施工業者につき1件の応募ができるものとする。

## (申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ふるさと越後の家づくり事業申込書（別記第1号様式）、あるいはふるさと越後の家づくり事業工務店枠申込書（別記第1号様式の2）を、別表1の機関の長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

なお、申込みは、申請年度の4月1日以降納材のあった住宅を対象とする。

2 別記第1号様式の2の申込みは第1回募集限りとし、局長は1施工業者1件を限度に受け付け、別記第1号様式の2の複写を知事に提出しなければならない。

3 前項の別記第1号様式の提出には、次の号に掲げる書類を添付する。

(1) 建築場所を示す地図

(2) 建築主の住民票（申込み3ヵ月前以内に発行されたもの）の写し※

※定住促進加算の対象者のみ

4 前項の申込書の受付期間及び募集戸数については、別に定める。

（大工・工務店枠の発行）

第7条 知事は、工務店枠内において権利取得者を選定し、その結果を通知する。局長は、権利取得者について、ふるさと越後の家づくり事業工務店枠発行書（別記第2号様式）により通知するものとする。

なお、工務店枠について、施工業者は、第3条の住宅の建設について建築主と契約締結したときは、ふるさと越後の家づくり事業工務店枠契約締結報告書（別記第2号様式の2）を定める期限までに、局長に提出しなければならない。

2 前項の別記第2号様式の2の提出には、次の号に掲げる書類を添付する。

(1) 建築場所を示す地図

(2) 建築主の住民票（申込み3ヵ月前以内に発行されたもの）の写し※

※定住促進加算の対象者のみ

3 前項の申込書の受付期間及び募集戸数については、別に定める。

（補助金交付予定者の決定）

第8条 局長は、第6条及び第7条に規定する申込み（別記第1号様式）あるいは契約締結報告（別記第2号様式の2）があった場合は、第3条及び第4条の基準に適合するか否かを審査し、適合（不適合）認定書（別記第3号通知）により通知するものとする。そして、局長は基準に適合した認定者について、第6条に基づく事業申込書（別記第1号様式）及び第7条に基づく契約締結報告書（別記第2号様式の2）の複写を知事に提出しなければならない。

2 知事は、毎年度の予算の範囲内において補助金交付予定者（以下「交付予定者」という）を選定し、その結果を局長に通知する。局長は、交付予定者について、補助金交付予定者決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

3 交付予定者の選定に関する基準は、別に定める。

（辞退）

第9条 交付予定者は、申込を辞退する場合、速やかに辞退届（別記第5号様式）を局長に提出し、局長はその複写を知事に提出しなければならない。

（越後杉使用住宅証明書の交付）

第10条 交付予定者は、納材終了後すみやかに「越後杉住宅使用証明申請書」（補助金交付要綱別記28号）を次の各号に掲げる書類を添付して新潟県木材組合連合会（以下「県木連」という）に提出し、「越後杉使用住宅証明書」※の交付を受けるものとする。

2 前項に基づく申請書には、次の号に掲げる書類を添付する。

(1) 新潟県産スギ材納材明細表（別記第6号様式）

(2) 住宅の延べ床面積がわかる図面（縮尺自由）

(3) 越後杉ブランド証明書（別記第7号様式）

※ 県木連が交付予定者以外に交付する「越後杉使用住宅証明書」について、同条でのものと同等の扱いとする。

(補助金の申請)

第 11 条 交付予定者は、補助金交付申請書兼実績報告書（要綱第 1 号様式の 3）に前条に基づく越後杉使用住宅証明書を添付して、補助金交付要綱に定める期限内に局長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 12 条 局長は、第 11 条に規定する補助金申請書兼実績報告書が適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記第 8 号様式）により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、局長は、交付決定取消通知書（別記第 9 号様式）により、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則、補助金交付要綱又はこの要領の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

(事業の内容変更等)

第 14 条 天災地変その他やむを得ない事情により事業の変更が必要となった場合において、補助金交付予定者は、局長に事業の変更について協議し、局長は必要があると認めるときは承認するものとする。

(併用の禁止)

第 15 条 財団法人新潟県中越大震災復興基金及び財団法人新潟県中越沖地震復興基金が行う被災者住宅支援対策事業(越後杉で家づくり復興支援および中山間地型復興住宅支援、低コスト復興住宅支援)の補助金の交付対象となる住宅は、この補助金の交付対象とすることはできない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

建築する地域	経由する機関
村上市、関川村、栗島浦村	村上地域振興局農林振興部
新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	新潟地域振興局農林振興部
阿賀町	新潟地域振興局津川地区振興事務所
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、弥彦村、田上町、出雲崎町、川口町、刈羽村	長岡地域振興局農林振興部
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局農林振興部
上越市、妙高市	上越地域振興局農林振興部
糸魚川市	糸魚川地域振興局農林振興部
佐渡市	佐渡地域振興局農林水産振興部